

○ 取替法とは;

- ① 類似の性質の一群の資産を、単一の資産として取り扱う
- ② 全体的なサービス提供能力が維持されるという条件で、維持更新支出を費用化し減価償却費は計上しない
- ③ ネットワーク又はシステムのサービス提供能力を高める追加支出は資産化されるという手法。

取替法適用の条件として;

更新支出と資産の消耗実績に重要な差異がないかを常に確かめ、住民に対して説明責任を果たすことが重要であり、消耗実績の精緻な管理が網羅的・継続的に実施されていることが前提。更新支出とネットワークの消耗実績との間に重要な差異がある場合には、資産の繰越評価額はそれに応じて調整(減損)されなければならない。

○ 部会における主な意見

「原則として認めるべきではない」とする意見

- ・ 現行では認められておらず、全団体への適用可能性を勘案すると、具体的な影響について、慎重な検証が必要ではないか。
- ・ 更新支出と資産の消耗実績に差異がないかどうかを確認するためには、結局は減価償却費を計算する必要があるのではないか。
- ・ 実態としては、維持管理に十分な予算がつかず、更新支出以上に消耗しているケースが多いのではないか。

「選択適用を認めるべき」とする意見

- ・ 道路資産については基本的に適正に管理されており、また予算も計画的に執行されていると考えられることから、減価償却と同様な効果が得られるのではないか。
- ・ 減価償却する場合、更新した部分を除却する必要があり、事務が繁雑になるのではないか。

→ 部会では、「原則として認めるべきではない」、「選択適用を認めるべき」とする両論があるため、現時点においては両論を併記して、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」に報告することとする。